平成２４年（フ）第６６８号
埼玉県上尾市谷津２丁目４番５号　小川第２ビル202
債務者　伊東　　浩
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７８号
さいたま市南区沼影１丁目30番25号308
債務者　荒井　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９４号
埼玉県加須市久下１丁目18番地７、旧住所埼玉県加須市馬内881番地８
債務者　藤巻　友吉
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１７号
埼玉県上尾市春日１丁目24番地２
債務者　松本　　修
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
埼玉県越谷市東越谷２丁目２番地３　ドエルエスポアールＢ102、旧住所鹿児島県南さつま市加世田津貫8070番地
債務者　清野美智代
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
千葉県香取市扇島2538番地
債務者　人見　和茂
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第６８号
静岡県富士市入山瀬２丁目２番20号
債務者　宍戸　順子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７３号
静岡県富士市北松野1433番地、前住所静岡県静岡市清水横砂南町３番21号　横砂団地107
債務者　栗原　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９０号
愛知県一宮市大和町毛受字中屋敷50番地
債務者　名村　京子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８０２号
福岡県久留米市田主丸町益生田862番地１レモンバームⅡ105号、申立時の住所福岡県うきは市吉井町鷹取48番地
債務者　石井倫太郎
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８０３号
熊本県荒尾市荒尾1674番地　ドリームハイツ203号
債務者　石井　清美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３７号
熊本市北区清水新地１丁目５番68号、前住所熊本県菊池市泗水町永2837番地41
債務者　高本　義則
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３８号
熊本市北区清水新地１丁目５番68号、前住所熊本県菊池市泗水町永2837番地41
債務者　高本　竜揮
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７７号
熊本市北区楠野町1651番地３　ハイツ中川101
債務者　牛島　美絵
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８６号
熊本市北区清水新地５丁目13番１―331号新地団地Ｃ―331号
債務者　佐藤みさえ
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２８号
東京都多摩市愛宕２丁目４番地１―205吉野方
債務者　藤本　輝雄
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前10時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８０号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート20棟212号
債務者　長田　　司
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前10時東京地方裁判所立川支部民事第４部